

厚生労働省岐阜労働局 発表
平成20年8月26日

担 当	岐阜労働局労働基準部賃金室
	室長 布施 忠徳
	賃金指導官 大谷 徹 電話 058 - 245 - 8104

岐阜県最低賃金の11円引上げを答申

平成20年10月19日から時間額696円に

岐阜地方最低賃金審議会（会長：川島和男 弁護士）は、平成20年7月3日に岐阜労働局長（局長：藤井龍一郎）から岐阜県下で働くすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」の改正決定について諮問を受け、慎重に審議を行っていたが、昨日、結論をとりまとめ、当局長に対し、答申を行った。

答申は、現行の時間額685円を11円引き上げ（引上率1.6%）、696円とし、効力発生日を本年10月19日とするものである。

審議会においては、本年8月6日に中央最低賃金審議会から示された岐阜県を含む「Cランク」（各種経済指標により、A～Dの4ランクに区分されている。）県の改正の目安額（10円の引上げ）を参考としつつ、地域における経済情勢、賃金の実態及び生計費を総合的に勘案し、生活保護に係る施策との整合性等に配慮した上で、答申に至ったものである。

今後は、異議申出等の諸手続を経て、決定することとなる。